

内閣参質第二〇号

昭和二十五年二月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武 殿

参議院議員市來乙彦君提出講和に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員市來乙彦君提出講和に関する質問に対する答弁書

單独講和の成立後において、この講和條約に参加しない戰勝國とわが國との間には、依然として戰爭状態が存在する。しかしながら、

(一) 戰爭状態の存続と敵對行動とは別問題であつて、戰爭状態が存続するからといつて、戰勝國はいつても再び敵對行動を開始する自由を有するものではない。わが國が降伏文書に調印し連合國がこれを承認して敵對行動の終止が行われてから多大の年月を経過した後において、またある戰勝國とわが國との間には講和によつて平常關係が恢復された後において、他の戰勝國が理論上の戰爭状態の存在を口実として新たに日本の占領を企圖するというようなことは、國際連合が存在し戰勝國がその加盟國となつてゐる今日、あり得べからざることであり、仮りにこのような企圖を試みようとしても、國際連合及び他の戰勝國はこれを默視しないであらうと考えられる。

(二) (一) において質問せられたような事態は発生し得ないのであるから、一占領政策として諸種の指令を強制する」というようなことはあり得ない。わが國に対して指令を發出も得るのは、連合國最高司令官のみである。

上述のような次第で、政府としては、連合國の公正と信義とに信頼して、實際上あり得ないような場合に対して対策を講ずる必要を認めていない。